

広島市森林機能保全間伐対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林のうち竹林を除くものをいう。以下同じ。）の区域を対象に、適切な間伐の実施を推進することにより、健全な森林の造成を図り、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるとともに、本市の林業の発展に寄与することを目的とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付することとし、そのために必要な事項について、この要綱で定める。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市区域内の森林のうち、伐期を長期（100年以上）とする森林施業計画に係る市長又は広島県知事の認定を受けたものにおいて、当該計画に従った長伐期施業を行うために実施する間伐事業であること。
- (2) 当該森林が、36年生以上の人工林（スギ林又はヒノキ林に限る。）であること。
- (3) 当該間伐事業の実施区域の面積（単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を四捨五入する。以下「実施区域面積」という。）が、0.01ヘクタール以上のものであること。

(補助事業者)

第3条 この要綱による補助対象事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は、本市の区域を管轄する森林組合とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要した額と別表に定める1ヘクタール当たりの標準単価に実施区域面積を乗じて得た額（この額に1円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）とのいずれか低い方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額（この額に1円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）の範囲内の額とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に、補

助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があったときは、補助対象事業として適当かどうか、その内容を審査するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、補助対象事業として適当と認める場合は、当該申請者に対して補助金交付決定書（別記様式第4号）を交付し、その旨を通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、当該決定書に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の審査の結果、補助対象事業として適当でないと認める場合は、当該申請者に対して、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 補助事業者は、補助対象事業に変更が生じたときは、遅滞なく事業計画変更申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第6号）
- (2) 収支予算変更内訳書（別記様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付金額の確定）

第8条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その報告に係る事業内容が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(調査及び指示)

第9条 市長は、必要と認める場合、補助対象事業について調査を行うことができる。

2 市長は、補助対象事業について、補助の適正を確保する目的の範囲内で、補助事業者に対し必要な指示を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成11年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

2 改正後の広島市森林機能保全間伐対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1ヘクタール当たりの標準単価	補助率
補助対象事業実施年度に係る広島県造林事業実施要領（平成14年4月8日制定）第3の4の(2)において定める標準単価に、同(3)において定める里山エリア再生交付金（居住地森林環境整備）の査定係数を乗じて得た額	5 / 10